

PRESS RELEASE



名古屋証券取引所

NAGOYA
STOCK EXCHANGE

名古屋市中区栄 3-8-20 〒460-0008
Tel 052-262-3171 www.nse.or.jp

平成 23 年 5 月 25 日

各 位

5 月社長記者会見

1. 役員の変動について
＜資料 1 参照＞
2. 東日本大震災による被災企業に対する支援策について
＜資料 2 参照＞
3. 新システム稼働時における N-NET 取引等の見直しについて
＜資料 3 参照＞
4. 名証 I R エキスポ 2 0 1 1 開催概要について
＜資料 4 参照＞

以 上

平成 23 年 5 月 25 日

(株)名古屋証券取引所

役員の変動について

当取引所は、本日開催の取締役会において、取締役の変動を内定しましたので、お知らせします。

【平成 23 年 6 月 30 日付】(敬称略)

1. 新任取締役候補者

高 橋 治 朗 (昭和 7 年 11 月 20 日生)	昭和36年 4 月	名港海運(株)入社
	同49年 5 月	同社取締役業務部長
	同52年 6 月	同社常務取締役
	同55年 6 月	同社専務取締役
	同60年 6 月	名古屋船舶(株)取締役副社長
	同63年 7 月	名港海運(株)専務取締役
	平成元年 6 月	同社取締役副社長
	同 3 年 8 月	MEIKO EUROPE N.V.取締役会長
	同 5 年 6 月	名港海運(株)代表取締役副社長
	同 7 年 6 月	同社代表取締役社長
	同13年 6 月	同社代表取締役会長 (現任)
同22年11月	名古屋商工会議所会頭 (現任)	

2. 退任取締役

岡 田 邦 彦

以 上

東日本大震災による被災企業に対する支援策について

平成23年 5月25日
株式会社名古屋証券取引所

I. 趣 旨

本年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に甚大な人的・物的被害をもたらしたほか、首都圏を含む広範な地域におけるインフラ機能の低下やサプライチェーンの寸断による生産活動の不安定化などを通じて被災地域内外の企業活動・企業業績に相当の影響を及ぼしています。

そこで、当取引所では、被災企業の復興を支援する観点から、東日本大震災の被災により経営に打撃を受けた上場会社や新規上場申請（予定）会社に対して震災の影響に配慮した特例を新設するなど所要の上場制度上の対応を図ることとします。なお、この改正に伴い、上場管理や新規上場の実務においても、震災の影響に配慮した運用を行うものとします。

II. 概 要

項 目	内 容	備 考
1. 上場審査基準等の特例		・一部指定基準及び市場変更基準においても同様の取扱いとします。
(1) 純資産の額	・上場申請日の直前事業年度の末日における純資産の額が、東日本大震災による特別損失に起因して3億円未満となっている場合は、新規上場による資金調達額を加算した額が3億円以上となる見込みがあれば足りるものとします。	
(2) 利益の額	・東日本大震災による特別損失を除外して判断します。	
(3) 監査意見	・東日本大震災により直前事業年度における監査報告書に「限定付適正意見」が記載された場合も基準を充足するものとします。	

項 目	内 容	備 考
2. 上場廃止基準等の特例 (1) 債務超過 (2) 事業活動の停止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社が、東日本大震災による特別損失の発生に起因して債務超過の状態となった場合について、上場廃止までの猶予期間を1年間から2年間に延長します。 ・ 上場会社が東日本大震災により一時的に事業活動を停止した場合について、事業活動の停止に係る上場廃止基準に該当しないことを明確化します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定替え基準においても1年間の猶予期間を新設します。
3. 上場手数料等の特例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災で特に被害の大きかった地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県）に本社を置く上場会社（以下「対象上場会社」という。）については、本制度の施行日から1年以内に到来する支払期日に支払う上場手数料及び年間上場料を免除することができることとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場手数料及び年間上場料の免除は、対象上場会社からの申請に基づき、経営成績、財政状態等に影響があると認められる上場会社に対し実施します。

Ⅲ. 実施時期（予定）

平成23年6月下旬から実施します。

以 上

新システム稼働時におけるN-NET取引等の見直しについて

平成 23 年 5 月 25 日

株式会社 名古屋証券取引所

I 趣旨

N-NET取引は、売買立会による売買（オークション市場）において効率的な執行が難しい大口取引等の取引ニーズを満たす取引手法として、幅広く用いられています。今般、平成23年初夏の稼働を予定しているN-NET（立会外取引）システムのリプレースに伴い、N-NET 取引等の取引制度を一部見直すこととし、見直しの概要を以下のとおりまとめました。

具体的には、N-NET（立会外取引）システムに自己株式の立会外買付制度（N-NET3）と株式分布状況の改善に利用されています立会外分売を導入し、取引機能の充実を図るなど利便性の向上を図るものです。

II 概要

項目	内容	備考
1. 立会外買付制度に係る見直し		
(1) 自己株式立会外買付制度（N-NET3）のシステム売買化	・自己株式立会外買付制度（N-NET3）は、売買システムにより行うものとします。	・終値取引（N-NET2）を利用した事前公表型の自己株式取得も、引続き売買システムにより行います。
(2) 顧客の買付注文数量	・取引参加者は、当取引所が定める数量以上の顧客の買付注文を自己株式立会外買付制度により執行することができることとしておりましたが、この数量制限を廃止します。	
(3) 手続き	・届出を行った取引参加者は、当取引所が当該届出を受理した時から売付申込時間終了時までにおいて、当該買付に係る銘柄が、上場廃止の基準に該当し又は該当するおそれがあると当取引所が認めたときは、当該届出を取り消すことができるものとします。	
(4) 売付申込	・売付け申込み後においても、売付申込時間終了時までの間、売付け申込みの訂正及び取消しを行うことができるものとします。	・売付申込時間は、現行どおり、午前8時20分から8時45分までとします。

<p>(5) 売買契約の締結</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売付けの申込数量が、自己株式立会外買付の総数量を超えているときは、以下の順位により対当させるものとします。 <ul style="list-style-type: none"> 第 1 順位 顧客（証券会社及び外国証券会社を除く。）からの委託に基づく売付申込数量 第 2 順位 証券会社及び外国証券会社の自己の計算に基づく売付申込数量 ・ 上記の各順位における売付申込数量の対当順位は次のとおりとします。この場合において、同一取引参加者の売付申込数量が自己株式立会外買付総数量を超えているときは、当該売付申込数量は、自己株式立会外買付総数量と同数量とします。 <ul style="list-style-type: none"> ① 取引参加者単位により申込数量の多い取引参加者から少ない取引参加者の順序で最小単位をそれ以外の部分の数量に優先させ、対当させるものとします。 ② 最小単位以外の数量については、取引参加者単位でその数量にあん分比率（最小単位配分後の売付申込数量に対する、①の最小単位対当後の自己株式立会外買付総数量の比率）を乗じた数量を対当させるものとします。 ただし、最小単位未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。 ③ ②の切捨数量が多い取引参加者から、最小単位を順次対当させるものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立会外分売と同様の対当方式に変更します。 ・ 申込数量が同一の取引参加者については、その取引参加者の申込みのうち、最も早く受け付けたものを比較して、その時間の先後により順序を決するものとします。 ・ 切捨数量が同一の場合は売買システムへの記録順とします。
<p>(6) 立会外買付に関する制約の廃止</p> <p>(7) 立会外買付取扱料の廃止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者は、当取引所が買付要領を発表する以前に、立会外買付についての売付けの勧誘を行うことができませんでしたが、当該規則を廃止します。 ・ 立会外買付取扱取引参加者は、立会外買付に応じて売付けを行った取引参加者に対し、立会外買付取扱料を、当該取引参加者に売 	

<p>(8) その他</p>	<p>付けを委託した各顧客の当該売付けに係る約定代金に応じて、交付することができましたが、現在の利用状況を鑑み廃止します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他の項目においては現行どおりの取扱いとします。 	
<p>2. 立会外分売の見直しについて</p> <p>(1) 立会外分売のシステム売買化</p> <p>(2) 立会外分売を行うことができない場合</p> <p>(3) 売買管理上適当でないと認める場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・立会外分売を売買システムにより行うこととします。 ・買付け申込み後においても、買付申込時間終了時までの間、買付け申込みの訂正及び取消しを行うことができるものとします。 ・当取引所が売買管理上適当でないと認める場合には、立会外分売を行うことができないこととします。 ・当取引所が売買管理上適当でないと認める場合は、以下のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> ① 直前に実施された立会外分売からの期間 立会外分売を実施する銘柄について直前に立会外分売が実施された日から、4 週間を経過していない場合。 ② 発行会社等の直前の適時開示 立会外分売を実施する銘柄を発行する会社等が、内部者取引規制上の重要事実該当事項（バスケット条項によるものを除く。）について、当取引所の規則による適時開示を行った日から 10 営業日を経過していない場合。 ③ 売却株券の調達方法 立会外分売により売却される株式について、公募増資・株主割当増資・売出し・市場買付その他当取引所が適当と認める方法以外の方法で 1 年以内に取得した株式ではないことの確認がとれない場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在は、F A X を主体に行っています。 ・買付申込時間は、現行どおり、午前 8 時 20 分から 8 時 45 分までとします。 ・直前の立会外分売において売れ残った株式について、残数の範囲内で再度行う場合を除きます。

	<p>④ 売買状況等</p> <p>売買立会における売買状況に異常又はそのおそれがあると認める場合その他当取引所が立会外分売を行うことが適当でないと認める場合。</p>	
<p>3. 単一銘柄取引に係る見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 条件交渉機能の廃止 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、異なる取引参加者間において条件交渉を行うことができるよう、システム上交渉機能を提供していますが、この機能を廃止します。 	
<p>4. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> その他所要の改正を行うものとします。 	

Ⅲ 実施時期（予定）

平成23年7月を目途に実施します。

以上

「名証 I R エキスポ 2011」の開催について

- 主 催 株式会社名古屋証券取引所
- 後 援 名証取引参加者協会、日本証券業協会、公益社団法人日本証券アナリスト協会
- 協 賛 一般社団法人日本 I R 協議会
- 内 容

- ◆ 日 程 7月15日(金)・16日(土) 10:00～
- ◆ 場 所 名古屋市中企業振興会館 吹上ホール
- ◆ 出展企業数 100社(上場企業82社+証券会社等18社)
- ◆ 催事内容

<セレモニー> : 7月15日のみ

開会式	主催者挨拶とテープカット
トップ懇親会	アナリストと出展企業トップによる立食懇親会 (I R エキスポ 10 回出展企業の記念表彰を予定)

<一般投資家向けイベント> : 7月15、16日の両日実施

上場企業ブース	会場内に、全企業がブース出展
ブースツアー	投資家を、ツアー形式により、複数企業ブースに引率
ミニ説明会	希望する投資家を集め、ブースにて、説明会を実施
【新規】 株式投資スマートフォン活用講座	ミニステージにて、利用者が急増中のスマートフォンを活用した株式投資について分かり易く説明。併設の体験ブースでは実際の操作も楽しめる。
トップ・プレゼンテーション	特設ステージにて、希望企業2社のトップがプレゼン
【新規】 上場企業プレミアム説明会	50名程度の説明会専用ブースにて、当日予約をした投資家に対し、上場企業が説明会を実施。
【新規】 初心者のためのETF講座	今年2月に上場した「東海ETF」を記念し、ETFの基礎を分かり易い説明で学ぶ
株式講演会	有名講師による株式講演会 (15日) 杉村富生氏・木村佳子氏・武田邦彦氏 (16日) 須田慎一郎氏・中原圭介氏・財部誠一氏
投資スクエア等	I R エキスポ併設イベントとして、名証の取引資格を持つ証券会社等(18社)が、特設コーナーにて、各社による投資情報の提供、投資相談、自社商品のPRや説明を実施
証券会社協賛セミナー	隣接会場にて、協賛証券会社(12社)が、株式投資セミナーを実施

※【新規】金運パワースポットとして会場にお社を設置。金運招福で名高い名古屋市北区の「金神社(こがねじんじや)」にてご祈禱いただいた御札を祀る。

<アナリスト等専門家向けイベント> : 7月15日のみ併設実施(希望制)

個別面談	別会場ブースにて個別面談(アナリスト向け)
企業説明会	会議室にて説明会(証券営業担当者向け)

- ◆ 入場は事前登録制

名証ホームページ、専用携帯サイト又は各証券会社店頭備え付けの専用ハガキにて申込み
以上